

(目的)

第1条 この規則は、大和郡山市九条公園施設条例(平成2年3月大和郡山市条例第8号。以下「条例」という。)に基づき、大和郡山市九条公園施設(以下「公園施設」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開園時間)

第2条 公園施設内の施設の開園時間は、次のとおりとする。

名称	種類	開園時間
九条スポーツセンター	プール	10時～20時
	体育室	9時～21時
	多目的室	9時～21時
	スタジオ	9時～21時
	トレーニングコーナー	9時～21時
九条ゲートボール場	ゲートボール場	9時～17時

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開園時間を変更することができる。

(休園日)

第3条 公園施設の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日
- (3) 12月26日から翌年の1月5日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、休園日を変更し、又は臨時休園することができる。

(利用許可申請)

第4条 公園施設を利用しようとする者は、大和郡山市九条公園施設利用(許可・変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、プールを個人利用し、又はトレーニングコーナーを利用しようとする者にはこの限りでない。

2 申請書は、利用期日の3月前から7日前までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が、やむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 受付時間は、開園日の午前9時から午後5時までとする。

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、前条第1項による申請を受け、公園施設の利用を許可するときは、申請者に対して大和郡山市九条公園施設(利用・利用変更)許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

2 プール又はトレーニングコーナーを一回利用しようとする者は、所定の利用料金を支払い、入場券(夏期期間以外の期間におけるプールの利用にあつてはプール入場券(様式第3号その1)、夏期期間におけるプールの利用にあつてはプール入場券(夏)(様式第3号その2)、トレーニングコーナーの利用にあつてはトレーニングコーナー入場券(様式第3号その3)、プールとトレーニングコーナーの共通利用にあつてはプール・トレーニングコーナー入場券(様式第3号その4)をいう。)の交付を受けなければならない。

3 プール又はトレーニングコーナーを回数券利用しようとする者は、あらかじめ所定の利用料金を支払い、回数券(プールの利用にあつてはプール回数券(様式第4号その1)、トレーニングコーナーの利用にあつてはトレーニングコーナー回数券(様式第4号その2)、プールとトレーニングコーナーの共通利用にあつてはプール・トレーニングコーナー回数券(様式第4号その3)をいう。)の交付を受けなければならない。

4 プール又はトレーニングコーナーを定期利用しようとする者は、あらかじめ所定の利用料金を支払い、定期券(プールの利用にあつてはプール定期券(様式第5号その1)、トレーニングコーナーの利用にあつてはトレーニングコーナー定期券(様式第5号その2)、プールとトレーニングコーナーの共通利用にあつてはプール・トレーニングコーナー共通定期券(様式第5号その3)をいう。)の交付を受けなければならない。

5 プール又はトレーニングコーナーを定期利用しようとする者は、係員に対して定期券を提示し、入場整理券(様式第6号その1、様式第6号その2又は様式第6号その3)の交付を受けるものとする。

6 第2項、第3項及び前項の場合にあつては、プール又はトレーニングコーナーを利用しようとする者は、係員に対し、入場券、回数券又は入場整理券(以下「入場券等」という。)を提示し、その検札を受けなければならない。この場合において、当該検札をもって利用の許可があつたものとみなす。

(許可書等の提示及び携帯)

第6条 公園施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、前条の許可書、入場券等を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第11条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 専ら公益のため使用するとき。
- (2) 市の機関が使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を付し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第12条ただし書に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、大和郡山市九条公園施設利用料金還付申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、プールの個人利用、又はトレーニングコーナーの利用に係る利用料金の還付にあたっては、振替入場券(夏期期間以外の期間におけるプールの利用にあつてはプール振替入場券(様式第8号その1)、夏期期間におけるプールの利用にあつてはプール振替入場券(夏)(様式第8号その2)、トレーニングコーナーの利用にあつてはトレーニングコーナー振替入場券(様式第8号その3)をいう。)の交付をもってこれに代えることができる。

(利用の変更)

第9条 利用者が使用の期日その他の事項を変更しようとするときは、申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公園施設内を不潔にしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに公園施設内において物品を展示し、又は販売しないこと。
- (5) 利用に際しては、係員の指示に従うこと。

(損害の賠償及び事故の責任)

第11条 条例第13条に規定する損害賠償の額は、その都度、市長が定める。

2 利用者は、利用に関して生じた一切の事故については、その責を負うものとする。

(職員の立ち入り)

第12条 公園施設の職員は、管理上必要な場合においては、利用中でも随時立ち入りすることができる。

(指定の申請)

第13条 条例第5条に規定するその他規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し(法人以外の団体にあつては会則等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結等)

第14条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を当該指定管理者に通知するとともに、当該指定管理者と公園施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公園施設の管理に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 市が支払うべき公園施設の管理に要する費用に関する事項
- (4) 指定管理者が公園施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項の規定による事業報告に関する事項
- (6) 法第244条の2第10項の規定による実地調査等に関する事項
- (7) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの改正前の規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、それぞれ、改正後の規則にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成4年規則第20号)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の大和郡山市九条公園施設条例施行規則第5条第3項の規定により交付された回数券は、この規則の施行の日に改正後の大和郡山市九条公園施設条例施行規則第5条第3項の規定により交付された回数券とみなす。

附 則(平成4年規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の大和郡山市九条公園施設条例施行規則第5条の規定により交付された回数券は、この規則の施行の日に改正後の大和郡山市九条公園施設条例施行規則第5条の規定により交付された回数券とみなす。

附 則(平成4年規則第53号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第13号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第38号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第19号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成17年規則第40号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式で残存するものについては、改正後の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成23年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和郡山市九条公園施設条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用許可申請、利用の許可、利用料金の還付について適用し、同日前の利用許可申請、利用の許可、利用料金の還付については、なお従前の例による。

- 3 前2項の規定にかかわらず、新規則第5条第4項に規定する利用料金の收受及び定期券の交付については、施行日前においても行うことができる。

- 4 この規則による改正前の大和郡山市九条公園施設条例施行規則第5条第3項の規定により交付された入場カードは、施行日に新規則第5条第3項の規定により交付された回数券とみなす。

附 則(平成28年規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

※ 長	※ 長	※ 長	※ 係員	※ 許可第	年	月	号 日
大和郡山市九条公園施設利用 （許可 変更） 申請書							
様 年 月 日							
申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話							
下記のとおり （許可 利 用 第 号を変更） したいので許可してください。							
利用日		年 月 日（ ）		利用時間		時 分 ～ 時 分	
利用の 目 的		利用人数 (人)					
施 設 名				※利用料金(円)		利用器具等の内容	
プール 全面・コース							
体育室 全面・1/2面・1/3面・ 1/4面							
多目的室							
スタジオ							
ゲートボール場A面・B面							
利用器具等							
利 用 料 金 合 計							
(備考)							
利 用 料 金 の 減 免 等							

- 記入上の注意
- 1 ※印の欄は記入しない。
 - 2 利用室名の欄に「レ」を記入する。

様式第2号(第5条関係)

様式第 2 号(第 5 条関係)

※ 許可第				号	
年				月	
日					
大和郡山市九条公園施設 利 用 利用変更 許可書					
様					
印					
大和郡山市九条公園施設条例及び同施行規則を遵守することを条件として、下記のとおり許可します。					
利用日	年 月 日 ()		利用時間	時 分 ～ 時 分	
利用の目的				利用人数(人)	
施設名		※利用料金(円)		利用器具等の内容	
	プール 全面・コース				
	体育室 全面・1/2 面・1/3 面・1/4 面				
	多目的室				
	スタジオ				
	ゲートボール場 A 面・B 面				
	利用器具等				
利用料金合計					
(備考).....					
利用料金の減免等					

様式第3号その1(第5条関係).

様式第 3 号その 1(第 5 条関係)

日 付		発券番号	
プール入場券			
1 人 1 回	2 時間以内	大人	
		小人	
入場時刻	金 額	退場時刻	
		超過料金	円
当日限り有効			
大和郡山市九条公園施設			

様式第3号その2(第5条関係)

日 付	発券番号
プール入場券(夏)	
1人1回	大人
	小人
時間帯	金 額
当日限り有効	大和郡山市九条公園施設

様式第3号その3(第5条関係)

日 付	発券番号
トレーニングコーナー入場券	
1人1回	
金 額	
当日限り有効	
大和郡山市九条公園施設	

様式第3号その4(第5条関係)

日 付	発券番号		
プール・トレーニングコーナー共通入場券			
1人1回 (プール利用については2時間以内)			
プール入場時刻	金 額	プール退場時刻	
		超過料金	円
当日限り有効		大和郡山市九条公園施設	

様式第4号その1(第5条関係).

様式第4号その1(第5条関係)

発券原簿		発券番号	
(領収済通知書)			
《プール回数券》 11枚綴り 金額 大人 (小人) 円			
大和郡山市九条公園施設			
プール回数券		発券番号	
		11枚綴り券 金額 円	
1 本券は、7月・8月は利用できません。 2 本券によるプールの利用は、2時間以内です。 時間を超過された場合は、所定の超過料金(現金)をお支払いいただきます。 3 本券の払い戻しはいたしません。 4 本券は、切り離されても有効ですが、紛失等による再発行はいたしません。 5 本券を領収書に代えます。 6 領収印の無いものは、無効です。			
大和郡山市九条公園施設			
大人 (小人) 入場時刻		プール回数券 発券番号 1人1回 2時間以内 退場時刻 超過料金 円 大和郡山市九条公園施設	

様式第4号その2(第5条関係).

様式第4号その2(第5条関係)

発券原簿		発券番号
(領収済通知書) 《トレーニングコーナー回数券》 11枚綴り 金額 円 大和郡山市九条公園施設		
発券番号 トレーニングコーナー回数券 11枚綴り券 金額 円 1 本券の払い戻しはいたしません。 2 本券は、切り離されても有効ですが、紛失等による再発行はいたしません。 3 本券を領収書に代えます。 4 領収印の無いものは、無効です。 大和郡山市九条公園施設		
トレーニングコーナー回数券 1人1回		発券番号
大和郡山市九条公園施設		

様式第4号その3(第5条関係).

様式第4号その3(第5条関係)

発券原簿		発券番号	
(領収済通知書) 《プール・トレーニングコーナー共通回数券》 11枚綴り 金額 円			
大和郡山市九条公園施設			
発券番号 プール・トレーニングコーナー共通回数券 11枚綴り券 金額 円 1 本券は、7月・8月は利用できません。 2 本券によるプールの利用は、2時間以内です。 時間を超過された場合は、所定の超過料金(現金)をお支払いいただきます。 3 本券の払い戻しはいたしません。 4 本券は、切り離されても有効ですが、紛失等による再発行はいたしません。 5 本券を領収書に代えます。 6 領収印の無いものは、無効です。 大和郡山市九条公園施設			
プール・トレーニングコーナー共通回数券 1人1回 (プール利用については2時間以内) プール入場時刻		発券番号 プール退場時刻 超過料金 円 大和郡山市九条公園施設	

様式第5号その1(第5条関係)

(表)

プール定期券				発券番号	
有効期間	年	月	日から		
	年	月	日まで		
			住所		
			氏名	(男・女)	
			円	生年月日	(歳)
大和郡山市九条公園施設					

(裏)

- 1

本券の利用は、記載の本人に限ります。
- 2

本券は、利用の都度係員に提示してください。
- 3

本券によるプールの利用は、2時間以内です。時間を超過された場合は、所定の超過料金(現金)をお支払いいただきます。
- 4

本券の払い戻しはいたしません。
- 5

本券の紛失及び盗難については、一切の責任を負わず、また、再発行いたしません。
- 6

本券に記載された事項に変更を生じたときは、速やかに係員まで申し出てください。
- 7

施設印のないものは、無効です。
- 8

利用に際しては、係員の指示に従ってください。

様式第5号その2(第5条関係)

(表)

トレーニングコーナー定期券				発券番号	
有効期間	年	月	日から		
	年	月	日まで		
			住所		
			氏名	(男・女)	
			円	生年月日	(歳)
大和郡山市九条公園施設					

(裏)

- 1

本券の利用は、記載の本人に限ります。
- 2

本券は、利用の都度係員に提示してください。
- 3

本券の払い戻しはいたしません。
- 4

本券の紛失及び盗難については、一切の責任を負わず、また、再発行いたしません。
- 5

本券に記載された事項に変更を生じたときは、速やかに係員まで申し出てください。
- 6

施設印のないものは、無効です。
- 7

利用に際しては、係員の指示に従ってください。

様式第5号その3(第5条関係)

(表)

プール・トレーニングコーナー共通定期券				発券番号	
有効期間	年	月	日から		
	年	月	日まで		
			住所		
			氏名	(男・女)	
			円	生年月日	(歳)
大和郡山市九条公園施設					

(裏)

- 1

本券の利用は、記載の本人に限ります。
- 2

本券は、利用の都度係員に提示してください。
- 3

本券によるプールの利用は、2時間以内です。時間を超過された場合は、所定の超過料金(現金)をお支払いいただきます。
- 4

本券の払い戻しはいたしません。
- 5

本券の紛失及び盗難については、一切の責任を負わず、また、再発行いたしません。
- 6

本券に記載された事項に変更を生じたときは、速やかに係員まで申し出てください。
- 7

施設印のないものは、無効です。
- 8

利用に際しては、係員の指示に従ってください。

様式第6号その1(第5条関係)

		入場整理券		発券番号	
利用区分	プール				
	1人1回	2時間以内	大人 (小人)		
	入場時刻		退場時刻		
			超過料金	円	
当日限り有効					
大和郡山市九条公園施設					

様式第6号その2(第5条関係)

入場整理券		発券番号
利用区分	トレーニングコーナー	
1人1回		
当日限り有効		大和郡山市九条公園施設

様式第6号その3(第5条関係)

入場整理券		発券番号
利用区分 プール・トレーニングコーナー共通		
1人1回 (プール利用については2時間以内)		
プール入場時刻	プール退場時刻	
	超過料金 円	
当日限り有効	大和郡山市九条公園施設	

様式第7号(第8条関係)

						受付	年	月	日
							第		号
						許可	年	月	日
						還付額			円
下記のとおり利用料金還付申請がありましたので還付してよろしいか。									
大和郡山市九条公園施設利用料金還付申請書 年 月 日 様 申請者 住所 (団体名) 氏名又は代表者 印 電話 年 月 日付申請の九条公園施設の利用について、下記のとおり利用料金の還付を受けたいので申請します。 記 1 還付を必要とする理由 2 添付書類 九条公園施設利用許可書 通									

様式第8号その1(第8条関係).

様式第8号その1(第8条関係)

発券番号 発券原簿 ○プール振替入場券 大人(小人) 超過料金 円		発券番号 プール振替入場券 副券 大人(小人) 1人1回 超過料金 円		発券番号 プール振替入場券 1人1回 2時間以内 大人 (小人)	
		入場時刻 退場時刻 超過料金 日付印の無いものは、無効です。 夏期使用料期間中を除く全期間に有効です。			
				円	
				大和郡山市九条公園施設	

発券番号 発券原簿 ○プール振替入場券 (夏) 大人(小人) 時間帯		発券番号 プール振替入場券 (夏) 副券 大人(小人) 1人1回 時間帯		発券番号 プール振替入場券 1人1回 (夏) 大人 (小人)	
				時間帯 日付印の無いものは、無効です。 夏期使用料期間中に限り有効です。	
				大和郡山市九条公園施設	

様式第8号その3(第8条関係)

発券番号 発券原簿 ○トレーニングコーナー 振替入場券		発券番号 トレーニングコーナー 振替入場券 副券 1人1回		発券番号 トレーニングコーナー 振替入場券 1人1回	
				日付印の無いものは、 無効です。	
				大和郡山市九条公園施設	

様式第8号その4(第8条関係)

発券番号 発券原簿 ○プール・トレーニングコーナー共通振替入場券 超過料金 円		発券番号 プール・トレーニングコーナー共通振替入場券		発券番号 プール・トレーニングコーナー共通振替入場券 1人1回 プールについては2時間以内	
		副券 1人1回 超過料金 円		プール入場時刻 プール退場時刻 超過料金 円	
				日付印の無いものは、無効です。	
				大和郡山市九条公園施設	